

第2章

協働による 都市景観の形成の 取り組み

- 1 協働による都市景観の形成 54
- 2 川越市による都市景観の形成 59
 - (1) 川越市都市景観条例（旧条例）に基づく都市景観の形成 59
 - (2) 川越景観百選と川越百景 64
 - (3) 伝統的建造物群保存地区 65
 - (4) その他の都市景観の向上に資する施策 66
- 3 市民による都市景観の形成の活動 68
- 4 景観まちづくり年表 72

1 協働による都市景観の形成

本市の都市景観の形成は、行政と専門家や事業者を含む様々な市民との関わりが重要な役割を果たしてきました。

【町並み保存の動き】

昭和30年代後半以降、東京のベッドタウンとして本市の人口が急増するにつれ、中心商業地は、それまでの一番街商店街を中心とした北部市街地から、本川越駅や川越駅の周辺へと南下していきます。その結果、伝統的な町並みでは、建物の更新が留まり、近代化から取り残されたような状態となりました。

蔵造りの保存は、外部の専門家からの問題提起に始まり、昭和46（1971）年には行政や商工会議所、商店主や自治会などからなる委員会が結成されるなど、一定の成果がありました。また、同年には大沢家住宅が国より重要文化財に指定され、蔵造りの重要性が市民に認識されるようになってきました。

このような中、市民による保存運動を受けて市が購入した旧万文^{まんぶん}（現蔵造り資料館）は、川越市文化財保護協会が借り受けて、昭和52（1977）年に資料館としての活用が始められました。昭和56（1981）年に市立博物館準備室の創設により、市の直営となって今に至りますが、資料館としての基礎は、市民活動によって生まれました。

当時は、全国的に歴史的な町並みの保存運動が、盛んに行われていた時期でした。本市でも、昭和48（1973）年に川越青年会議所が蔵造りの保存活用問題に取り組み、その一つの成果として、景観条例の提案がなされました。

昭和49（1974）年には、日本建築学会関東支部主催による「歴史的街区再生計画」という設計コンペが、一番街商店街の周辺地区を課題地として開催されました。これ以降、多くの建築家や都市計画家などの専門家が、川越の町と関わりを持つこととなります。

市では、文化財保護法が改正され伝建地区の制度が創設された昭和50（1975）年に、いち早く文化庁の助成を受けて、保存対策調査を行いました。当時は、商

店街等から保存の同意を得ることができませんでした。今でも、この時の報告書は、蔵造りの町並みに関する基礎的な調査資料となっています。

この調査の直後、一番街周辺に高層マンションの建設が計画され、反対運動が起こります。しかし、建設を止めることはできず、商業地域という都市計画の用途地域と景観の保全に関する問題を、市民は改めて認識することとなりました。

マンション建設の問題により、市は、蔵造りの町並みを保全する方策を検討する必要に迫られ、昭和 56（1981）年に「川越の町並みとデザインコード」調査報告書を刊行します。ここで示されたまちづくりの考え方は、現在伝建地区で運用されている「町づくり規範」の基となっています。

【蔵造りの保存事業の開始】

市は、伝建地区の指定が進まないため、すぐに取り掛かれる保存方策として、昭和 56（1981）年に、蔵造り商家 16 件を市指定文化財に指定しました。これによって、蔵造りの修復工事が、市から助成を受けながら行われるようになります。

こうした中、昭和 58（1983）年に「川越蔵の会」が発足します。会員は、昭和 40 年代後半に町並み保存の活動をした青年会議所のOB、学会コンペに関係した専門家、蔵造りの所有者等さまざまな立場の市民です。

会では、蔵造りの町並みのあり方を議論し、その結果を、一番街商店街に提言しました。折よく、コミュニティマート構想調査が通商産業省（当時）から発表され、一番街商店街ではその調査に応募します。市は、その調査をサポートするとともに、建設省（当時）の歴史的地区環境整備街路事業調査を実施し、一番街商店街を貫く都市計画道路の計画幅員の変更や回遊路の整備、土地利用の制御方策の検討を始めました。

一番街商店街は、コミュニティマート構想調査の結果を「川越一番街活性化モデル事業調査報告書」としてまとめ、歴史的資産を活かした商店街づくりを始めることとなりました。そして、昭和 62（1987）年に、商店街が事務局を務め、外部の専門家も参画する「一番街町並み委員会」が発足し、翌年には、本委員会によりまちづくりの協定となる「町づくり規範」を制定し、現在も伝建地区で続

けられている市民による自主的なまちづくり活動が始まりました。このような活動は、市に対する商業活性化策や観光資源の整備、町並みの保全等の要望へとつながっていきます。

これを受けて市では、市内に実践的にまちづくりの研究や事業調整を行うプロジェクトチームとして、昭和 59（1984）年に北部市街地まちづくり委員会とその下部組織の研究部会を組織します。このプロジェクトでは、都市景観条例の検討を行うとともに、札の辻ポケットパークや川越シャトル（バス）、観光サイン計画などのデザイン検討等が組織の枠を超えて行われました。

【都市開発の波】

一方、昭和 40 年代末に計画された川越駅の駅前再開発の動きは、昭和 50 年代半ばになって具体化していきます。昭和 57（1982）年に川越駅前脇田ビルが竣工したのに続いて、平成 2（1990）年にアトレ（川越駅東口再開発ビル）が、同 3（1991）年に西武本川越ステーションビルが竣工します。中心市街地の商店街では、これら大型店に客を取られるのではないかという危惧を持ちました。また、市による新富町商店街を横切る道路の構想も、持ち上がります。

これらに対し危機感を抱いた新富町商店街では、来街者に快適な商店街の空間を提供することによって集客力を高めようと、昭和 58（1983）年に、自治会と商店街、事業所からなる新富町まちづくり協議会を組織し、まちづくりのルールを定めました。その後、ショッピングモール化の検討に入りました。

協議会では、新築等の計画がルールに適合しているかの協議を始めました。主なルールに、壁面の後退や道路側の空地確保があります。これは、幅員の狭い新富町の通り（現クレアモール）の沿道空間を、少しでも豊かにしようとしたものです。これらのルールは、平成 18（2006）年のクレアモール・八幡通り周辺地区都市景観形成地域の指定時に地域景観形成基準として引き継がれています。また、サンロード商店街でも新富町に準拠したルールを適用してきました。

これらのルールの検討にあたっては、行政も参加し、助言をしています。また、協議会でのデザイン協議の場にもオブザーバーで出席し、助言を求められてきました。

【川越市都市景観条例の制定】

一番街商店街や新富町商店街による都市景観の形成活動は、市民による自主的なルールと協議会によるものです。それに対して、行政も制度上のバックアップが必要ではないかという議論が起きてきました。また、当時は高層マンションの建設が相次ぎ、各所で紛争を引き起こしており、なんらかの土地利用のコントロールの必要性が生まれていました。

このようなことから、昭和 63（1988）年に有識者からなる当時の「川越市都市景観審議委員」が、都市景観条例の素案と都市景観ガイドラインの提言を市長にしました。それに基づき同年 12 月に、旧条例が制定されました。

【川越十カ町地区都市景観形成地域】

一番街商店街で町並み委員会が活動を始めたころ、行政も商店街振興を目的として、埼玉県の事業である「観光市街地形成事業」を活用し、店舗改装に助成を始めました。この事業は 5 年間で終了し、市の「町並み改装事業」に引き継がれました。町並み委員会の活動は、これらの事業の際に修景デザインの審査を担うことにより、広く認知されることになりました。

平成 5（1993）年には、電線類の地中化が完成します。これは、上下水道の敷設替えに併せ工事を行ったものですが、自治会の協力や市民からの要望が後押しとなりました。電線地中化において課題であったのは、地上機器の置場の確保でしたが、一番街商店街が会員の民地を提供することで解決されました。

電線地中化工事の見途がついてきた平成 4（1992）年に、市は、伝建地区の指定と都市計画道路の縮小変更について、一番街に面する自治会に説明を行いましたが、自治会の反発により、白紙撤回となりました。その後、自治会自らがまちづくりを自主的に検討する場として、11 自治会（現 12 自治会）が集まり、十カ町会が発足しました。

十カ町会は、4 年にわたる検討の結果、平成 9（1997）年に伝建地区指定の要望書を市長に提出し、それを受けた市は、庁内にプロジェクトを組み、平成 11（1999）年に伝建地区の都市計画決定がなされました。

その後、再度十ヵ町会と市が協働で都市景観形成地域の検討を進め、平成 16 (2004) 年に川越十ヵ町地区都市景観形成地域が指定されました。

【クリアモール・八幡通り・中央通り周辺地区都市景観形成地域】

クリアモール周辺では、都市計画道路本川越駅前通り線から川越駅の北側の三番町通りまでの約 800mの間に、自動車が対面通行できる東西を結ぶ道路がないことが、課題となっていました。そこで市では、かつて新富町まちづくり協議会発足のきっかけの一つとなったクリアモールを東西に横切る道路の計画について、地元協議を始めました。

しかし、地元は、道路ができることによって商店街が分断されるとともに、人の流れが変わってしまう可能性を危惧しました。そこで、道路にかかわらず一体的な商店街としての形成を図るため、地元協議の場で都市景観形成地域の検討を行い、平成 18 (2006) 年にクリアモール・八幡通り周辺地区の指定を行いました。地域景観形成基準の策定に当たっては、昭和 58 (1983) 年から続いてきた新富町のまちづくりルールと協議会の活動も参考にしています。

連雀町交差点から本川越駅までの中央通り周辺地区では、平成 20 (2008) 年に中央通り沿道街区土地区画整理事業が始まりました。これに伴う沿道の景観整備を行うため、平成 21 (2009) 年に中央通り周辺地区をクリアモール・八幡通り周辺地区都市景観形成地域に組み入れました。

【川越駅西口地区都市景観形成地域】

川越駅西口地区は、土地区画整理事業によって都市の基盤が整備されつつありました。そこで、新しい街の景観を形成するため、建築等の際に守らなくてはならないものを地区計画の基準とするとともに、配慮した方が望ましいことは都市景観形成地域の基準として、平成 14 (2002) 年に決定しました。

本市の都市景観は、市民と行政が時には対峙し、協力し合いながら形成されてきました。本章では、上記のような市民と行政の協働による成果として、旧条例による取り組みと主な市民団体の活動による都市景観の形成について記述しています。

2 川越市による都市景観の形成

(1) 川越市都市景観条例（旧条例）に基づく都市景観の形成

（昭和 63 年 12 月 23 日条例第 21 号、平成元年 4 月 1 日施行）

旧条例は、昭和 63（1988）年に当時の「川越市都市景観審議委員」の提言を受け、景観全般に関する条例として、県内では最も早く制定されたものです。その背景として、まず、先進自治体での景観条例制定の動きに加え、一番街商店街の「まちづくり規範」や新富町の「まちづくり協定」の制定など、市民の景観に対する機運の高まりがありました。また、歴史的景観に影響を及ぼす高層マンションの建設が危惧されたことも要因でした。

この条例は、「都市デザイン」という考え方を持っていました。この言葉に込められたものは、何世代にも渡って持続可能なコミュニティの形成を可能にする地域のためのデザインです。また、その実践により、川越という都市を、過去から現在へ、そして未来へと市民とともに作り上げていくという思いが込められていました。

なお、条例の施行に先立ち、市による都市デザインの実践の試みは、昭和 59（1984）年発足の北部市街地まちづくり委員会を通して、関係各課によるプロジェクトとして推進してきました。都市景観条例の検討のほか、札の辻ポケットパークや観光サイン計画、川越シャトル（バス）のデザイン等が検討されました。

① 旧条例の特徴

旧条例では、川越の優れた都市景観の保全及び創造を図ることによって、魅力あふれる快適な都市の実現を目的とし、市長の基本責務として、この目的のため総合的な施策を実施するものとしています。また、市長には、市民や事業者の意見や要望の反映、先導的役割、啓発等を担うことが明記されていました。あわせて、市民や事業者の責務も規定されていました。

主な施策は、次のとおりです。

ア) 都市景観形成地域

重点的に都市景観の形成を図るために地域を指定し、届出等によって良好な都市景観の形成を図ろうとする制度です。地域の景観特性に基づき、都市景観形成計画を策定するとともに、地域景観形成基準を定めます。

イ) 大規模建築物等

地域の都市景観に大きな影響を与える大規模な建築物等に対し届出を課すことによって、地域の景観誘導を図ろうとする制度です。

ウ) 都市景観協定

一定の地域内に存する土地や建築物等の所有者等が、地域の良好な都市景観の形成のために締結する協定です。

エ) 都市景観重要建築物等

都市景観の形成上重要な価値のある建築物や工作物、樹木、樹林を指定する制度です。

オ) 表彰及び助成

表彰は、都市景観の形成に寄与している建築物等を顕彰する制度です。また、助成は、都市景観重要建築物等の保存に対する費用の一部の助成や、優れた都市景観の形成に寄与する行為をしようとする者に対する技術的援助などです。

カ) 都市景観審議会

都市景観の形成に関することを審議するため、川越市都市景観審議会を設けました。

② 都市景観形成地域の指定による都市景観の形成

平成3（1991）年度に都市景観形成基本計画を策定し、本計画で重点的に都市景観の形成を図るべき8地域のうち4地域について、都市景観形成計画を策定しました。

【川越市都市景観形成基本計画の策定】

本計画では、景観構造にはじまり、課題と方針を述べ、その景観特性から自然景観系3ゾーン、都市景観系2ゾーン、都市軸系9ゾーンに分類するとともに、次の8地域を重点地域の候補としていました。

- ア) 伝統的商業地域
- イ) 川越城址周辺地域
- ウ) 喜多院周辺地域
- エ) 中心商業地域
- オ) 川越駅周辺地域
- カ) 新河岸川周辺地域
- キ) 新総合センターゾーン整備地域
- ク) 伊佐沼公園周辺地域



図2-1 川越市都市景観基本計画によるゾーンの特性

【都市景観形成計画の策定】

- ア) 川越駅周辺地域都市景観形成計画（平成4（1992）年度）
- イ) 伝統商業地域都市景観形成計画（平成4（1992）年度）
- ウ) 中心商業地域都市景観形成計画（平成5（1993）年度）
- エ) 川越城跡都市景観形成計画（平成7（1995）年度）

策定された都市景観形成計画の考え方を基に、都市景観形成地域の指定に取り組んできました。

地域指定にあたっては、地域の方々と協議を行った結果、コミュニティの基礎単位の一つである自治会のエリアを考慮した地域設定となりました。

【都市景観形成地域の指定】

これまで、次の3地域を指定しました。

都市景観形成地域の指定状況

地区名	告示	施行日	面積	位置
川越駅西口 都市景観形成地域	H14. 7. 9	H14. 7. 9	約 4. 9ha	新宿町1丁目の一部、 旭町1丁目の一部
川越十ヵ町地区 都市景観形成地域	H16. 9. 17 (変更) H21. 8. 20	H16. 12. 1 (変更) H21. 10. 1	約 78. 0ha	志多町、宮下町1・2丁目、 喜多町、元町1・2丁目、 大手町、幸町、末広町2丁目、仲 町、松江町2丁目の全部、 連雀町の一部
クリアモール・八幡通 り・中央通り周辺地区都 市景観形成地域	H18. 10. 6 (変更) H21. 8. 20	H19. 1. 1 (変更) H21. 10. 1	約 52. 0ha	新富町1・2丁目、脇田町、 通町、南通町の全部、 連雀町の一部、中原町の一部

市は、これらの地域を指定する際に、地域景観形成基準の検討を地域住民と協働で行ってきました。

クリアモール・八幡通り・中央通り周辺地区では、地域景観形成基準の検討を行った協議会が、地域の指定後に、届出対象となる行為が地域景観形成基準に適合しているかを協議する組織に移行しました。また、中央通り周辺地区は、土地区画整理事業に合わせて、中央通りの沿道景観を形成するため、十ヵ町地区の一部と合わせ再編し、クリアモール・八幡通り周辺地区に編入しました。なお、市は、この協議会の運営に技術的支援として、専門家を派遣しています。

③ 大規模建築物等の届出による都市景観誘導

届出地域は、都市景観形成地域を除く市内全域を対象としています。届出の対象となる建築物や工作物の規模は、高さ 15 メートルを超えるもの、又は建築面積 1,000 m²を超えるものとししました。

平成 2 (1990) 年より届出制度を開始し、立地に合わせたデザイン上の分節化や道路に面する外構のデザインの充実等の助言を行ってきました。

また市では、届出を受理した計画に対し、関係各課で組織した「景観審査会」に諮り、本審査会での意見に基づき指導、助言を行っています。

④ 都市景観重要建築物等の指定による景観資源の保全

平成 3 (1991) 年度に、概ね大正時代に市街化していた地域を対象に、伝統的な家屋の分布の調査を行い、600 棟以上がリストアップされました。平成 8 (1996) 年度には台帳に整理し、平成 11 (1999) 年度から指定を始めました。平成 26 (2014) 年 3 月現在 77 件が指定されています。(資料編参照)

指定の方針として、文化財保護法の文化財登録制度に倣い、概ね建築後 50 年以上経過した建造物とししました。また、国に文化財登録されている物件も指定できるものとし、現在本市で文化財登録されている 10 棟のうち伝建地区内の 1 棟と市所有の 3 棟を除く 6 棟が両制度を活用しています。

樹木や樹林については、現在まで指定したものはありません。

なお、文化財の指定を受けたものや伝建地区内の建造物は、指定の対象としていません。

⑤ 表彰及び助成による都市景観の意識の醸成

表彰は、平成 2 (1990) 年から「かわごえ都市景観表彰」として隔年で実施してきました。優れた都市景観の形成に寄与していると認められる建築物、工作物又は広告物について、その所有者、設計者、施工者等を表彰してきました。平成 24 (2012) 年度までに、12 回 83 件が受賞しています。(資料編参照)

助成については、都市景観重要建築物等の保存のための費用の一部を助成しています。これまで、外観の修理等の工事について、対象経費の 2 分の 1 以下かつ

500万円を上限に助成してきました。また、鳥虫害防除工事、防火設備工事、工作物に係るものについては、対象経費の2分の1以下かつ50万円を上限としています。

さらに、優れた都市景観の形成に寄与すると認められる行為をしようとする者に対して技術的援助又は資金的援助を行っており、都市景観形成地域内における住民協議会等の運営サポートに専門家を派遣しています。

なお、啓発事業の一環として、商工会議所と行政で「都市景観シンポジウム実行委員会」を組織し、シンポジウムを平成元（1989）年より毎年開催しています。平成24（2012）年度からは、青年会議所等の団体の参加を得て、新たに「川越都市景観プロジェクト実行委員会」として組織しました。

⑥ 都市景観審議会による審議

都市景観の形成に関し、市長の諮問に応じ審議する機関として、川越市都市景観審議会を設置しました。平成15（2003）年以降は、川越市の中核市移行に伴い埼玉県から屋外広告物の規制に関する権限が委譲されたため、屋外広告物条例に関することも審議対象となりました。

（2）川越景観百選と川越百景

「川越景観百選」は、平成4（1992）年度に川越市制施行70周年記念事業として本市の優れた100の景観を選定したものです。市民より公募し、応募総数827点の中から選定しました。（資料編参照）

翌平成5（1993）年には、解説付きの写真集を作成し、市民に頒布してきました。また、市民とともに選定された箇所をバスで巡る「川越景観百選ツアー」を実施し好評を博してきました。

平成24（2012）年度には、市制施行90周年事業として「川越百景」を新たに選定しました。市民から応募のあった296点を精査し、関連する景観をまとめるなどしながら100点に絞り込みました。（資料編参照）

平成4（1992）年度に選定した川越景観百選も、この20年間に育まれてきたものもあれば、時の移ろいを感じさせるものもありました。川越駅周辺をはじめ

様々な地域に新たな現代の市街地景観が形成され、これらの変遷は、改めて本市の都市景観の形成が着実に前進していることを表しています。

(3) 伝統的建造物群保存地区

川越市川越伝統的建造物群保存地区は、札の辻を北端とし仲町交差点を南端とする中央通り沿いの南北約 430m、東西約 200m で、近世以来の町割である十カ町四門前の町人地の枢要部を占めています。

種別	重要伝統的建造物群保存地区
名称	川越市川越伝統的建造物群保存地区
所在地	埼玉県川越市幸町の全部、元町1丁目、元町2丁目及び仲町の各一部
面積	約 7.8ha
条例制定年月日	平成10年6月23日(条例第19号)
都市計画決定年月日	平成11年4月9日
保存計画決定年月日	平成11年4月9日
選定年月日	平成11年12月1日(文部省告示第197号)
選定理由	重要伝統的建造物群保存地区選定基準[1] 「伝統的建造物群が全体として意匠的に優秀なもの」による。

本市では、昭和 50 (1975) 年に文化庁の助成により保存対策調査を行いました。伝建地区の指定に対して住民の合意を得ることができませんでした。その後、平成 5 (1993) 年に歴史的町並み景観を良く残す 11 自治会によって、町づくりの課題を議論する「十カ町会」が結成されました。十カ町会からまちづくりに関する要望を受けた市は、平成 7 (1995) 年度に「川越市伝統的建造物群保存地区策定調査」を行い、十カ町会から選出された委員と協働で報告書をまとめました。平成 9 (1997) 年に至り、十カ町会より伝建地区指定の要望書が市に提出され、平成 11 (1999) 年に伝建地区を都市計画決定しました。また、同年、国から重要伝統的建造物群保存地区に選定されました。

(4) その他の都市景観の向上に資する施策

① 川越市屋外広告物条例

(平成14年12月24日、条例第41号)

川越市屋外広告物条例は、平成15(2003)年に本市が中核市へ移行することに伴い、埼玉県より屋外広告物に関する権限が移譲されることとなったため、制定しました。この条例は、屋外広告物法に基づき、屋外広告物及び屋外広告業に係る必要な規制を行い、良好な景観の形成と風致の維持及び公衆に対する危害を防止することを目的としています。

② 歴史的地区環境整備街路事業

この事業は、歴史的な町並みや史跡等の保全や整備に併せて、歴史的地区の交通環境を整備することにより、魅力あるまちづくりを推進する事業です。本市では、昭和60(1985)年度に調査を行い、16路線3,850mを構想しました。

平成元(1989)年に、菓子屋横丁通り線など4路線の都市計画決定を行い、事業を開始し、平成11(1999)年の伝建地区の都市計画決定にあわせ6路線を追加指定しました。現在まで7路線で整備が完了しています。電線類の地中化や路面の石畳化など、沿道景観を整備することによって、歴史的な地区の回遊性の向上を図っています。

都市計画決定路線

名称	延長(m)	都市計画決定	竣工年度
菓子屋横丁通り線	100	平成元年3月31日	平成2年
養寿院門前通り線	120	平成元年3月31日	平成3年・平成19年
長喜院門前通り線	130	平成元年3月31日	平成3年・平成19年
行伝寺門前通り線	100	平成元年3月31日	平成14年
寺町通り線	430	平成11年4月9日	平成20年
本町稲荷横丁通り線	150	平成11年4月9日	
鐘つき通り線	180	平成11年4月9日	平成15年
同心町通り線	250	平成11年4月9日	
大正浪漫夢通り線	260	平成11年4月9日	平成16年
立門前線	220	平成11年4月9日	

構想路線

名称	延長 (m)	都市計画決定
仲町蓮馨寺線	210	未定
石原高沢橋線	120	
連雀町新富町通線	350	
七曲り通り線	680	
喜多院門前通り線	150	
喜多院外堀通り線	400	

整備にあたって、街路のデザインは、沿道の成り立ちや景観特性を考慮するとともに、地域の方々と協議をしながら検討を進めてきました。

③ 地区計画

本市では、地区計画を昭和 58（1983）年より導入しており、これまで 14 地区で計画が定められています。その多くが、良好な住環境の保全を目的としています。（資料編参照）

④ 川越市公共施設デザイン指針

川越市公共施設デザイン指針は、昭和 62（1987）年に設置された研究者や専門家からなる「都市景観デザイン審議委員」の助言を受け、本市が平成 5（1993）年度に策定しました。この指針は、公共施設が都市景観の形成に先導的役割を果たすよう、景観デザインの企画・調整過程における基本的原則を示しています。（資料編参照）

3 市民による都市景観の形成の活動

今日の川越の都市景観の形成には、市民団体の活動が先導的役割を果たしてきました。次に主な団体について記します。ここに記載した団体以外にも、本市には様々な地域団体が活躍しています。

① NPO法人川越蔵の会

当会は、①北部商店街活性化による町並み景観保存、②住民主体による町づくり、③保存のための財団形成の3つを目標に掲げ、昭和58(1983)年に発足し、平成14(2002)年にNPO法人化しました。会員は、蔵造りの所有者や歴史的な町並み周辺に住む市民だけでなく、本市の内外に住む川越の町並みファンが会員となり、専業主婦から専門家まで幅広い層を持っています。

一番街商店街との勉強会は、その後の商店街再生と蔵造りの町並み保存への大きな布石となりました。平成15(2003)年度の旧鏡山酒造(小江戸蔵里(現産業観光館))をフィールドとして行われた都市再生モデル事業調査(国土交通省事業)「既存ストックを活用したまちづくり賑わい方策検討調査ー酒造跡地の有効活用方策検討支援業務ー」は、その後のこの場所を使った市民によるさまざまな活用実験を始める端緒となりました。旧川越織物市場保存運動(平成13(2001)年)では、有識者や専門家と保存運動をしていた住民を結びつける役割を果たしました。

現在では、伝建地区や大正浪漫夢通り商店街のまちづくり組織に参画するとともに、未活用の歴史的資産の実験的活用やまちづくりイベント等で中核的役割を担い、今日の川越のまちづくりのオピニオンリーダー的存在となっています。

なお、平成22(2010)年度地域づくり総務大臣表彰を受けています。

② 川越町並み委員会

当委員会は、通商産業省(当時)の助成により行われた、一番街商店街による「川越一番街商店街活性化モデル事業調査ーコミュニティマート構想モデル事業ー」を受けて昭和62(1987)年に発足した一番街のまちづくりを協議する組

織です。

一番街商店街のまちづくりの協定書である「町づくり規範」の運用をはじめとし、伝建地区に関するさまざまなまちづくりの協議を行っています。当初は、商店街の内部組織でしたが、平成 21（2009）年に伝建地区全域の建築計画等のデザインを協議する住民等による自主的な事前審査機関として再出発しました。

委員は、商店街、自治会、専門家と NPO 法人川越蔵の会で、行政はオブザーバーとして参加しています。平成元（1989）年に、商店街の店舗改装に対する助成事業として埼玉県が実施した観光市街地形成事業において、商店街側の審査機関としての役割を担ったのが、今日の信頼を得る土台となりました。

なお、平成 15（2003）年に第 1 回日本都市計画家協会賞大賞を、平成 25（2013）年度には、まちづくり功労者国土交通大臣表彰を受けています。

③ 大正浪漫委員会

当委員会は、大正浪漫夢通り商店街振興組合のまちづくり協議機関です。平成 4（1992）年に行われた「街並み及び環境整備実施計画策定事業調査」において商店街の近代化方策を検討する中で、平成 6（1994）年に一番街商店街の町並み委員会に倣って組織されました。それに合わせ、商店街名称も川越銀座商店街振興組合から大正浪漫夢通り商店街振興組合に変更しました。昭和 30 年代に作られたアーケードを平成 7（1995）年に撤去し、伝統的な町並みを生かした商店街づくりを行っています。

委員会では、商店街の役員と川越蔵の会が中心となり、「大正浪漫のまちづくり規範」を基に、建築等の計画のデザイン協議を行っています。なお、行政もオブザーバーで参加しています。

④ 新富町まちづくり協議会

当協議会は、クレアモールの一角を担う新富町 1・2 丁目を対象としたまちづくり協議会で、川越駅東口の再開発計画や商店街を分断する道路計画を契機に、昭和 59（1984）年に発足しました。商店街、自治会、事業所から組織され、昭和 63（1988）年に協定書を制定しています。協議会では、建築等の計画が協定

の内容にふさわしいかを協議してきました。なお、行政もオブザーバーで参加しています。

当地区が都市景観形成地域に指定された後は、新富町で計画される建築行為等の計画について、クレアモール・八幡通り・中央通り周辺地区協議会で協議されない規模の物件に係るデザイン協議を行っています。

⑤ クレアモール・八幡通り・中央通り周辺地区都市景観協議会

当協議会は、クレアモール・八幡通り周辺地区都市景観形成地域指定に伴い、高さが15mを超える、又は建築面積が1,000㎡を超えるような大規模な建築行為について、そのデザインを協議する機関として発足しました。平成21（2009）年に都市景観形成地域が中央通り周辺地区に拡大し、現在に至ります。

委員は、自治会と商店街から推薦を受けた者から構成されており、行政も参加しています。

⑥ 中央通り周辺地区都市景観協議会

当協議会は、平成21（2009）年に、中央通り周辺地区としてクレアモール・八幡通り周辺地区都市景観形成地域に編入されたことにも発足しました。中央通り周辺地区内の建築等の計画について、クレアモール・八幡通り・中央通り周辺地区都市景観協議会で協議を行わないような小規模の物件に係るデザイン協議を行っています。

委員は、自治会と商店街から推薦を受けた者から構成されており、行政も参加しています。

⑦ 十カ町会

当会は、平成4（1992）年に市が提案した北部のまちづくり案に対して、住民自らまちづくりを考えるために、平成5（1993）年に発足しました。当初は、11自治会による協議の場でしたが、都市景観形成地域のエリアの検討の結果、現在の12自治会で組織されることになりました。

自治会長会と各自治会から推薦を受けた専門委員から構成されています。まち

づくりの具体的な協議は専門委員会が担っており、行政も参加しています。ここでの議論の成果が、市に対する平成9（1997）年の伝建地区指定要望書につながりました。平成16（2004）年には、当会の範囲が十ヶ町地区都市景観形成地域に指定されました。平成17（2005）年には、まちづくり功労賞国土交通大臣賞を受賞しました。

4 景観まちづくり年表

- 昭和46（1971）年…大沢家住宅が重要文化財指定／旧万文取り壊し反対運動
この間に、専門家による町並み保存の提言、川越J Cの活動
- 昭和50（1975）年…伝統的建造物群保存対策調査
- 昭和52（1977）年…蔵造り資料館オープン（文化財保護協会が運営、昭和56（1981）より市が運営）
この間に、一番街周辺のマンション建設反対運動
- 昭和55（1980）年…川越の町並みとデザインコード調査
- 昭和56（1981）年…蔵造り商家を市の文化財に指定開始（当初16件）
- 昭和58（1983）年…川越蔵の会発足
- 昭和59（1984）年…新富町まちづくり協議会発足／北部市街地まちづくり委員会発足（市の内部組織）
- 昭和60（1985）年…川越一番街活性化モデル事業調査報告書／川越市歴史的地区環境整備街路事業調査
- 昭和61（1986）年…札の辻ポケットパーク整備
- 昭和62（1987）年…一番街町並み委員会発足
- 昭和63（1988）年…一番街町づくり規範制定／新富町まちづくり協定制定
- 平成元（1989）年…川越市都市景観条例施行／観光市街地形成事業開始／歴みち事業開始（菓子屋横丁通り線から）
- 平成2（1990）年…川越駅東口再開発竣工／川越市立博物館開館
- 平成3（1991）年…本川越駅ビル竣工／川越駅東口広場が第6回公共の色彩賞環境色彩10選に選定／川越駅東口モニュメント「時世」が北米照明学会ポールウォーターベリー賞受賞
- 平成4（1992）年…一番街電線地中化事業
- 平成5（1993）年…十カ町会発足／第16回全国町並みゼミ川越大会開催／川越景観百選選定
- 平成6（1994）年…鐘つき通り線電線地中化事業／大正浪漫委員会発足
- 平成7（1995）年…大正浪漫夢通りアーケード撤去／伝統的建造物群保存地区策定調査
- 平成8（1996）年…「時の鐘」残したい日本の音風景100選選定（環境庁）
- 平成9（1997）年…十カ町会より伝建地区要望書が市へ提出／クリアモール（サンロード）モール化整備
- 平成10（1998）年…川越市伝統的建造物群保存地区保存条例制定
- 平成11（1999）年…川越市伝統的建造物群保存地区及び中央通り線の縮小変更の都

- 市計画決定／重要伝統的建造物群保存地区選定／川越市都市景観重要建築物指定開始／グットデザイン賞特別賞「アーバンデザイン賞」受賞（(財)日本産業デザイン振興会）／クリアモール（新富町）モール化整備
- 平成12（2000）年…観光サイン整備／都市景観大賞都市景観100選受賞（建設省）／アメニティあふれるまちづくり優良地方公共団体表彰（環境庁）／川越市都市計画マスタープラン策定
- 平成13（2001）年…旧川越織物市場保存運動／旧鏡山酒造を市が取得／TMOチャレンジショップ開店／「川越の菓子屋横丁」かおり風景百選選定（環境省）／蔵の街、川越のコンビニ（サンクス時の鐘店）が第18回公共の色彩賞環境色彩10選に選定
- 平成14（2002）年…川越駅西口地区都市景観形成地域指定／伝建地区防災事業開始／川越市立美術館開館／川越蔵の会NPO法人化
- 平成15（2003）年…川越市中核市移行／川越祭り会館開館／一番街町並み委員会が日本都市計画家協会賞大賞受賞（日本都市計画家協会）
- 平成16（2004）年…川越十カ町地区都市景観形成地域指定
- 平成17（2005）年…「川越氷川祭の山車行事」重要無形民俗文化財に指定／十カ町会がまちづくり月間まちづくり功労賞国土交通大臣賞受賞
- 平成18（2006）年…全国伝統的建造物群保存地区協議会川越大会開催／川越城が日本百名城選定（(財)日本城郭協会）／市内7商店街ががんばる商店街77選選定（中小企業庁）／クリアモール・八幡通り周辺地区都市景観形成地域指定
- 平成19（2007）年…／一番街歩道整備、街路灯新設／スウェーデン国王・王妃両陛下、天皇皇后両陛下川越訪問／美しい日本の歴史的風土100選に選定（(財)古都保存財団）／岩切章太郎賞受賞（宮崎市）
- 平成20（2008）年…ライブアート2008（観光ルネッサンス事業）
- 平成21（2009）年…平成百景に選定（読売新聞）／伝建地区住民協議会として「川越町並み委員会」再発足／重要伝統的建造物群保存地区選定10周年
- 平成22（2010）年…小江戸蔵里（産業観光館）オープン
- 平成23（2011）年…東日本大震災／川越市歴史的風致維持向上計画が国より認定（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律）／川越市の景観パンフレットが都市計画学会まちづくりグッズ賞受賞
- 平成25（2013）年…川越百景選定
- 平成26（2014）年…川越市地区街づくり推進条例施行

